

公 示

関税法施行令第22条第1項の規定に基づき、「相馬港における輸出入貨物の積卸場所を指定する公示（平成10年6月小掲示第76号）」を全面改正し、「相馬港における外国往来船と陸地との交通場所等指定する公示」として、平成17年4月1日から適用することとしたので公示します。

平成17年3月24日

小名浜税関支署長 佐 藤 節

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の表を次のように改める。

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
1号埠頭（3～5号岸壁） (積卸に限る)	[積卸] 船用品及び託送品は除く。
2号埠頭（2～4号岸壁）	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
相馬共同火力発電株新地発電所 5-1バース、5-2バース	

注)

「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。

「ゲート」とは、に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。